

日中一時支援の概要（地域生活支援事業・任意事業）

事業の目的

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

実施主体

【実施主体】 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合

（実施率）：85.5%（1,488市町村） ※出典：令和6年度地域生活支援事業費等補助金実績報告

事業内容

1. 日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他実施主体が認めた支援を行う。
2. 送迎サービスその他適切な支援を実施主体の判断により行う。
3. 事業は、地域のニーズに応じて行う。

なお、本事業を利用している時間は、ホームヘルプサービス等その他の障害福祉サービス等を利用できない。

出典：「地域生活支援事業等の実施について」（平成18年8月1日障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）